

令和3年8月1日

社会福祉法人新里紫桐会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日 ～ 令和4年3月31日 (8ヶ月延長)

[※変更前 令和元年8月1日 ～ 令和3年7月31日までの2年間]

2. 内容

目標1：年次有給休暇取得率を45%以上にする。

<対策>

- ① 全職員の年次有給休暇取得状況を調査する。(毎年1月)
- ② 職員の年次有給休暇取得状況を各所属長に通知する。(毎年2月)
- ③ 所属長から年次有給休暇取得状況を各職員へ伝え、個別の取得促進の働きかけを行う。(2ヶ月毎)
- ④ 子の運動会や授業参観等の学校行事、地域行事のための休暇取得を促す。(随時)

目標2：ノー残業デーを週1回実施し、職場内の意識啓発を図りつつ、所定外労働時間を削減する。

<対策>

- ① 毎週水曜日をノー残業デーとして実施する。(毎週)
- ② 全職員へ書面や掲示物等で周知を図る。(毎週)
- ③ 業務都合で実施できなかった場合は、翌日を代替日とする。

目標3：男性職員の育児休業取得を促進し、取得率を7%以上にする。

<対策>

- ① 子が生まれた男性職員へ育児休業取得の意向を調査する。(随時)
- ② 育児休業を取得する男性職員へ育児休業制度の概要を説明する。(随時)

[※内容は変更ありません。]